

報道機関各社 様

担当：札幌市消費生活課調査指導係
TEL728-2111

地震災害に便乗した悪質商法などにご注意ください！

大規模な地震の後には、災害に便乗して、家屋・設備の点検や廃棄物の引取りなどを高額で契約させようとする事例や募金等を求める不審な電話や訪問を受ける事例が発生します。

トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがありましたら、消費者ホットラインまたは札幌市消費者センターへご相談ください。

【過去の災害発生時に寄せられた相談事例】

- 1 自治体の職員や契約業者を名乗り、「地震で配管がずれて水漏れしている、このままだと家屋が倒壊する。」などと虚偽の説明で不安をあおり、高額な契約をさせようとする。
- 2 水道局の契約業者と名乗り、水質の無料点検として訪問し、「水質が悪化している、浄水器を取り付けたほうがいい」と虚偽の説明をし、高額な浄水器の契約をさせようとする。
- 3 「今回の地震により発生した廃棄物を引取る」などと宣伝し、依頼者に高額な処分手数料を請求する。
- 4 自治体職員を名乗る人物が来訪し、義援金を求められる。

【消費者へのアドバイス】

- 1 断っているのに、しつこく契約をせまる業者には特に注意しましょう。
- 2 その場ですぐに契約せず、他の複数の業者からも話を聞くようにしましょう。
- 3 契約をせまり、家に居座って帰らない、大声を出して脅すというような行為があれば、すぐに警察へ通報しましょう。
- 4 行政機関が義援金を戸別訪問により募ることはありません。

ご連絡先は、

消費者ホットライン TEL 1 8 8（※局番は不要です。）

または、

札幌市消費者センター消費生活相談室 TEL 7 2 8 - 2 1 2 1

（札幌市北区北 8 条西 3 丁目 札幌エルプラザ 2 階）

電話相談は土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

来所相談は午後 4 時 3 0 分まで。